

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	51 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	50 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 9 月まで

昭和 40 年に 20 歳を迎えたときに、亡くなった父が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。父は兄夫婦や姉の分も保険料を納付していたようだ。

両親は私たちを厳しく育ててくれたし、ごまかしや隠し事は一切許さない正直な人だった。そんな両親だったので、私だけを 9 か月も国民年金に加入させていなかったとは考えられない。

父から、「20 歳になったから国民年金保険料を納めるよ。」と言われたことを覚えている。

両親が、貧しい生活の中で工面して保険料を納めてくれていたことを思うと残念でならない。私の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡父が申立人のほか兄夫婦や姉の国民年金保険料についても納付していたと主張しているところ、家業を継いだ兄夫婦については、昭和 35 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し 36 年 4 月から 60 歳に達するまで保険料が完納されており、当時同居していた二人の姉についても、二女は 35 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し 36 年 4 月から保険料の納付が開始されており、三女は 20 歳に達した日に被保険者資格を取得し、その月から納付が開始されていることが確認できることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者カードによれば、申立人の被保険者資格取得日は昭和 40 年 10 月 1 日となっているところ、前

述したように納付意識の高い父親が、申立人の 20 歳到達時には国民年金の加入手続が必要であることを知りながら当該手続をしていないのは不自然であり、納付記録を含めた事務処理に何らかの手違いが生じた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は父親から、「20 歳になったから国民年金保険料を納めるよ。」と言われたことを具体的に覚えているほか、申立人の兄嫁も「申立人の父親から、『家族の国民年金保険料については、みんなの分を納めているからね。』と言われた。」と証言している。

加えて、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き 60 歳に達するまで国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月15日から同年11月1日まで

私の夫は、昭和32年9月15日付けでA社D支店E支部F出張所から同社C支店G支部に転勤となり、同年9月中に赴任したが、申立期間は厚生年金保険に未加入となっている。2か月のブランクはどうしても納得いかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する職員名簿、申立人が保管する辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和32年9月15日にA社D支店E支部F出張所から同社C支店G支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金 事案 1137 (事案 122 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の A 社における資格喪失日は、平成 7 年 2 月 9 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成 6 年 12 月及び 7 年 1 月の標準報酬月額については 38 万円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで

先の申立てにより、申立期間（平成 6 年 3 月 31 日から 7 年 3 月 1 日まで）の一部（平成 6 年 3 月 31 日から同年 12 月 1 日まで）については、厚生年金保険加入期間として記録の訂正が認められた。

しかし、私は、A 社が倒産する平成 7 年 9 月末まで継続して勤務しており、当時の同僚も覚えている。

途中退職することも無く継続して勤務していたので、再度調査していただき、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚が提出していた給与明細書により平成 6 年 11 月までの厚生年金保険料控除が確認でき、同年 12 月以降の保険料控除は確認できないことなどから、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 12 月 1 日であると当委員会では決定し、同決定に基づき申立人に対し、20 年 6 月 10 日付けで申立期間の年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、雇用保険の記録及び同僚の証言等により、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、当初、平成 6 年 3 月 31 日（先の申立てにより平成 6 年 12 月 1 日に喪失日に係る記録を訂正）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月9日付けで6年11月30日（現在は、平成7年1月1日に訂正）にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理がなされており、それと同時に申立人を含む18人についても、6年3月31日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の算定基礎届の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、他の被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年5月31日付けで2人、同年11月30日付けで1人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の算定基礎届の取消処理が行われているのが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、今回、申立人の資格喪失日は当該処理が行われた7年2月9日であると認められる。

また、平成6年12月及び7年1月の標準報酬月額については、オンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言により、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の同僚が提出した給与明細書により当該期間について、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年11月から7年1月までの標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から7年3月1日まで

社会保険事務所（当時）からA社で同時期に勤務していた同僚の年金記録の一部が遡及して訂正されており、総務省年金記録確認第三者委員会における調査審議の結果、厚生年金保険の記録を訂正することになったとの連絡をもらった。

私は、当該事業所の役員であったが、社会保険関係事務には一切関与しておらず、昭和44年9月から平成7年9月25日まで当該事業所に継続して勤務しており、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、当該事業所は、平成7年2月9日付けで6年11月30日（現在は、平成7年1月1日に訂正）にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理がなされており、同日に申立人の被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、他の被保険者については、平成5年7月31日付けで1人、6年3月31日付けで18人、同年5月31日付けで2人がさかのぼった資格喪失及び5年10月、6年10月の定時決定の取消処理が行われていることが

確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間において取締役であったことが確認できるが、申立人は、「当該事業所の役員ではあったが、社会保険関係事務には一切関与していなかった。」と述べており、複数の元同僚からも、「申立人は常務取締役であったが、社会保険関係事務については、別の取締役が責任者であり、申立人は製産部門の責任者で一部営業活動にも従事しており、関与していなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は当該処理が行われた7年2月9日とすることが妥当である。

また、平成6年11月から7年1月までの標準報酬月額については、オンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間については、当時の同僚の証言により、申立人が、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の同僚が提出した給与明細書により当該期間について、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成7年2月9日から同年3月1日までの期間について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年4月から16年12月までの期間については、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月から16年3月までの期間は22万円、同年4月から同年12月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑧までにおいて、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間②から⑧までの標準賞与額に係る記録について、申立期間②から⑤までは40万円、申立期間⑥及び⑦は20万円、申立期間⑧は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から19年9月1日まで
② 平成15年8月12日
③ 平成15年12月26日
④ 平成16年8月5日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年8月10日
⑦ 平成17年12月26日
⑧ 平成18年8月11日

平成9年9月1日から20年11月20日までA社に営業担当として勤務したが、厚生年金保険の標準報酬月額等の記録を確認したところ、15年4月から19年8月までの期間の標準報酬月額及び15年から18年までの標準賞与額が異なっている。申立期間内の給与明細書を保管してい

るので、正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び申立てに係る事業所から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年4月から16年3月までの期間については22万円、同年4月から同年12月までの期間については24万円とすることが妥当である。

一方、平成17年1月から19年8月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を超えていることから、記録訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が平成15年4月から16年12月までの期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑧までにおける申立人に係る標準賞与額の記録については、賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②から⑤までは40万円、申立期間⑥及び⑦は20万円、申立期間⑧は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年2月1日から同年9月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（現在は、C社D支社）における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和30年2月1日）及び資格取得日（昭和30年9月12日）を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月11日から29年6月1日まで
② 昭和30年2月1日から同年9月12日まで

昭和28年12月7日にA社B支店にて面接の結果採用され、A社のE作業所において、同年12月11日から同支店に異動した30年9月12日まで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の回答では、昭和28年12月11日から29年6月1日までの期間及び30年2月1日から同年9月12日までの期間は厚生年金保険に未加入となっている。当時のA社は、業界大手の会社であり、社会保険には加入していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社B支店において昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年2月1日に資格を喪失後、同年9月12日に同支店において再度資格を取得しており、同年2月から同年8月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）」、同僚の証言及び申立人が所持する「厚生年金保険被保険者証」から判断すると、申立人が申立期間②においてA社B支店に継続して勤務し

ていたことが認められる。

また、申立期間②当時、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「申立人の業務内容に変更は無かった。」と証言しており、当該同僚は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、C社に照会したところ、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）により、申立人は、昭和29年6月1日から42年4月3日までA社B支店に在籍した記録が確認できることから、申立期間②は、厚生年金保険に加入していたものと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年1月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社B支店に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、昭和28年12月からA社B支店において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、申立人は自分より数か月後に入社したと証言している上、別の同僚もそのことを裏付ける証言をしていることから、申立人の入社時期までは特定することができない。

また、C社及び申立期間①当時申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、申立人はE作業所で直接採用され、社員でない雇員の身分で勤務し、厚生年金保険には加入していなかったと考えられるとしている。

さらに、C社では、申立期間①における申立人の在籍記録等を確認できないと回答しているほか、同社が加入していた国民健康保険組合には、申立期間①当時の資料は保存されていない。

加えて、申立人が所持する「厚生年金保険被保険者証」によると、申立

人は、A社B支店において昭和29年6月1日に被保険者資格を取得した記録が確認できるほか、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人が同支店において取得した記号番号は、資格取得日が同年6月1日として払い出されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（128万6,000円及び120万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、128万6,000円及び120万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（128万6,000円及び120万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（65万3,000円及び57万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、65万3,000円及び57万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（65万3,000円及び57万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（63万4,000円及び56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、63万4,000円及び56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（63万4,000円及び56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（112万6,000円及び105万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、112万6,000円及び105万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（112万6,000円及び105万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（80万3,000円及び78万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、80万3,000円及び78万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（80万3,000円及び78万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（58万8,000円及び54万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、58万8,000円及び54万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（58万8,000円及び54万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（53万9,000円及び51万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、53万9,000円及び51万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 16 年 6 月 30 日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（53万9,000円及び51万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（46万9,000円及び43万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、46万9,000円及び43万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（46万9,000円及び43万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（44万円及び40万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、44万円及び40万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（44万円及び40万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（48万4,000円及び43万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、48万4,000円及び43万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（48万4,000円及び43万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（45万5,000円及び41万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、45万5,000円及び41万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（45万5,000円及び41万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（49万円及び40万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、49万円及び40万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（49万円及び40万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（45万9,000円及び38万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、45万9,000円及び38万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（45万9,000円及び38万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（37万2,000円及び33万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、37万2,000円及び33万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（37万2,000円及び33万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（37万円及び34万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、37万円及び34万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（37万円及び34万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（35万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A事業所において平成16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（35万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万3,000円及び27万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、6万3,000円及び27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（6万3,000円及び27万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（38万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、38万円及び33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（38万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（42万5,000円及び32万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、42万5,000円及び32万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（42万5,000円及び32万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円及び28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円及び28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び27万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円及び27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び27万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万円及び26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、18万円及び26万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（18万円及び26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万円及び26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、18万円及び26万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（18万円及び26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万9,000円及び30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、17万9,000円及び30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（17万9,000円及び30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万3,000円及び13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、15万3,000円及び13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（15万3,000円及び13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（12万2,000円及び13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、12万2,000円及び13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（12万2,000円及び13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、6万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A事業所において平成16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、6万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A事業所において平成16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（44万3,000円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、44万3,000円及び40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（44万3,000円及び40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（36万8,000円及び32万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、36万8,000円及び32万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（36万8,000円及び32万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（54万2,000円及び46万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、54万2,000円及び46万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（54万2,000円及び46万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（39万1,000円及び34万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、39万1,000円及び34万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（39万1,000円及び34万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（37万2,000円及び33万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、37万2,000円及び33万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（37万2,000円及び33万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び13万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円及び13万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（19万5,000円及び13万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万3,000円及び11万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、15万3,000円及び11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（15万3,000円及び11万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万7,000円及び43万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、50万7,000円及び43万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（50万7,000円及び43万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A事業所において平成16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、6万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A事業所において平成16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、6万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A事業所において平成16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年6月30日において、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（38万6,000円及び33万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、38万6,000円及び33万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（38万6,000円及び33万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（46万9,000円及び44万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、46万9,000円及び44万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（46万9,000円及び44万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（37万1,000円及び34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、37万1,000円及び34万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（37万1,000円及び34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（77万7,000円及び75万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年12月10日及び16年6月30日の標準賞与額に係る記録を、77万7,000円及び75万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A事業所において平成15年12月10日及び16年6月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、A事業所から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年12月10日及び16年6月30日において、その主張する標準賞与額（77万7,000円及び75万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和57年8月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年6月から57年7月までの標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和57年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、同年8月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和57年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月30日から57年9月1日まで

昭和57年9月ごろと記憶しているが、私を含めた4人の社員に社会保険事務所（当時）の職員からA社が厚生年金保険料等を返金するので、この期間は国民年金に加入するように言われた。社会保険事務所職員の説明に基づき事業主が厚生年金保険料及び健康保険料の金額について記載した「メモ」を渡された。

昭和56年7月にさかのぼって国民年金に加入したが、事業所からは厚生年金保険料の返金はなく、事業主は行方不明となってしまった。

私は、会社が倒産する昭和57年10月まで働いていた。当時事業主から渡された「メモ」を提出するので、厚生年金保険料が控除されていた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立人は昭和56年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、申立人が保管していた「雇用保険受給資格者証」の離職日及び同僚の証言により、申立人が57年10月20日

までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人に係る被保険者原票において、申立人の資格喪失日は、昭和56年6月30日とされているが、同年10月1日付けで標準報酬月額の時決定の記録があり、申立人を含む4人の健康保険被保険者証の返納日は、61年9月17日であることが確認できることから、資格喪失の手続が遡及されたものと認められる。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和57年5月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が同年8月29日になされ、同日に別の同僚4人が被保険者資格喪失日を遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は57年8月29日であると認められる。

なお、昭和56年6月から57年7月までの標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票の記録から22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和57年8月29日から同年9月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は遡及喪失処理された同年8月29日以降についてもA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、事業主が申立人に係る昭和56年6月から57年8月までの社会保険の保険料控除額を記載したメモを保管しており、その記載された厚生年金保険料の金額は、申立人の被保険者原票における標準報酬月額から算定した厚生年金保険料の控除額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和57年8月の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから確認することはできないが、昭和57年8月29日に56年6月30日に遡及して資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る57年8月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年8月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料については、さかのぼって一括納付したので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月23日に夫婦連番で払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同年7月ごろに加入手続を執っており、被保険者の種別は強制加入、資格取得日は35年10月1日であることが確認できる。

しかし、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和47年6月5日に、申立人の夫が32年5月1日から40年10月1日までの期間、厚生年金保険に加入していたことが判明したため、申立人の資格取得日が同年10月1日に訂正されたことが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、特例納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって一括納付したとする時期、納付場所や納付金額についての記憶が無く、保険料の納付状況が明確でない。

さらに、申立人が所持しているA市の国民年金担当課からのはがき（「一年金相談のお知らせ」（昭和49年7月9日））に、「7/11 11時45分 電話して間違いとのこと、入金済みとのこと」との申立人によるメモ書きがみられるが、このことについてA市は、「はがきを送付した時点で既に資格記録は訂正されているため、任意加入者の未加入期間に

ついて案内を送ったこと自体が「間違い」であること、「入金済み」としている期間は、はがきが送付される6か月前の昭和49年1月19日に、申立人が、特例納付している41年10月から42年3月までの期間であることを説明したものと考えられる。」としている。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から48年3月まで
申立期間当時、私は既に結婚してA町からB市に移り住んでいたが、私の国民年金保険料は、父がそれまでと同じようにA町に納付していたはずである。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父がA町で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の戸籍の附票によれば、B市に住所を定めた日が昭和40年5月10日であり、その後A町に転入した記録は無いことから、申立期間の保険料を同町で納付することはできず、同町が転出者の保険料を長期間(90か月)収納し続けることは考え難い。

また、B市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料について、第2回特例納付実施期間中の昭和49年12月27日に特例納付の納付書が発行され、続く第3回特例納付実施期間中の54年6月19日にも同市から特例納付のお知らせが送付された記録が確認できるが、その際申立人が納入しない旨を意思表示したと推測される記録もみられる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父は既に他界していることから、申立期間当時の納付状況は不明である。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年2月まで

妹たちが実家で国民年金に加入してもらっていたこともあり、私も国民年金に任意ではあるが加入したいと思っていた。長女が小学校に入学する2年前の昭和39年2月に雪の中長女を背負いA町役場に出向き、国民年金の加入手続をしたことを覚えている。翌月から月100円の国民年金保険料を、生活が苦しかったが納付してきた。保険料の納付は、役場にピンク色の国民年金手帳と現金を持参して行い、納付すると同手帳に領収印が押された。

保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは昭和40年3月30日となっており、申立期間は未加入期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年2月ごろに払い出されているが、申立期間は任意加入期間に該当することから、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付は父親がしてくれたと思う。年金などの集金は一括して隣組の納税組合等で行っており、義務的に加入になるので空白時期が出るとは考えられない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和49年1月23日に払い出されており、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和48年4月1日に資格を取得し、昭和48年度分の保険料は49年2月16日に一括納付されていることが確認でき、その資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間として扱われており、保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続や保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況は不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年5月まで

どんなに苦しいときでも必ず保険料は納付してきた。前に第三者委員会に申立てをして認められた。全期間分納付したと思っていたところ未納がまだあるという。国民年金の加入及び保険料の納付については私が20歳の時から母親がしてくれていたはずであり、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和45年9月1日にA市（現在は、B市）で払い出されており、その時点で申立期間は時効により納付できない期間である上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和45年1月1日に新規に資格を取得したことが確認できる上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）でも、同日に資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間として扱われており、保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況は不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月から57年4月まで
昭和55年の3月か4月ごろ、勤務先のA社を通して国民年金の加入
手続をした。
国民年金保険料は、A社から渡された納付書により、毎月1回、B市
のC郵便局等で自分が納付していた。
申立期間が、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は無く、申立人が当時住
んでいたB市でも申立人に係る国民年金被保険者名簿は無いとしている。
このことから申立期間は未加入期間で、納付書の発行や納付勧奨は無く、
保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は「勤務先のA社が国民年金の加入手続をし、国民年金保
険料は、同社から渡された納付書により、毎月1回、自分で納付してい
た。」と述べている。これに対し、B市では、国民年金の加入手続につ
いて「原則として本人又は世帯主が行うことになっているが、本人の委任状
があれば委任された者が代理手続を行うことが可能である。」としてい
るところ、申立人は委任状を書いた記憶が無く、加入手続をした記憶も無い
としている。

さらに、B市によると納付書を被保険者の現住所以外の勤務先等に送付
することは無いとしている上、同市において保険料の納付方式が3か月ご
とから1か月ごとになったのは、昭和61年4月以降であるとしており、
申立期間に毎月納付することはできない。

加えて、申立人が、自分と同様に国民年金保険料を納付していたとする

上司は、「会社が私の国民年金の加入手続をしたことは無く、会社から納付書を渡されたことは無い。国民年金については、私が市役所に行って加入手続を行い、納付書も市役所から受け取った。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から40年5月1日まで
② 昭和40年9月26日から47年4月1日まで
③ 昭和47年7月1日から52年1月1日まで

私は、申立期間①及び②については、A社において作業現場で働いていた。

申立期間③については、B社のC工事の作業所で働いていた。厚生年金保険に加入していたと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年7月1日であることから、申立期間①のうち36年4月から39年6月までは適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も死亡している上、申立人は、申立期間当時についての記憶が曖昧で、元同僚等の名前も覚えていないため、勤務実態及び厚生年金保険の加入状況についての関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、被保険者原票とオンライン記録の資格取得日及び喪失日は一致している上、健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無く、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人の当該事業所での記号番号払出日は昭和40年5月28日で、資格取得日は同年5月1日であることが確認できる。

申立期間③については、B社に照会した結果、「C工事の工事期間は、昭和47年10月から51年4月までであった。」との回答があり、当該工

事における現場作業に従事していたことは推認できるが、勤務期間に乖離^{かいり}が見受けられる。

また、当該事業所から、「下請会社に雇用されていたと思われる者に係る人事記録は無く、申立人のような現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があった。

さらに、申立人を募集したとする下請会社の元現場代理人は、「申立人は社員ではなく、請負契約による日給月給の作業員であったので、厚生年金保険には加入させなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立期間①から③までについては、申立人は、国民年金に加入し、保険料全額免除期間又は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
私は、A社に1年半から2年間ぐらい勤務していたはずだが、同社における厚生年金保険の加入記録が3か月しかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から判断すると、申立人は少なくとも昭和 41 年 3 月以前からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得年月日は昭和 42 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚等 11 人に照会したところ、勤務期間を記憶している 9 人のうち、5 人が自身の記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入記録が異なっていると証言している一方、4 人は勤務期間と厚生年金保険の加入記録が一致していると証言しており、当該事業所における従業員の厚生年金保険の適用については、職種や年齢等による統一性がみられず、区々となっていることがうかがえる。

さらに、元同僚 2 人は、「当時の給与明細書には支給金額しか書いておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかも分からなかった。」と証言している。

加えて、申立期間当時の当該事務所の経理担当者に厚生年金保険の適用状況等について照会したが、同人は当時のことを記憶しておらず、証言を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 7 日から 40 年 10 月 15 日まで
私は、昭和 38 年ごろから、A社に勤務していた。場所はB区であり、後にC区に移転した。勤務当初から給与より厚生年金保険料を控除されていたと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元同僚の証言から、申立人は、当該事業所での厚生年金保険の加入記録がある昭和 40 年 10 月 15 日以前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、資格取得日が昭和 39 年 5 月 1 日である元同僚は、「申立人の入社は私の 1 年ぐらい後であった。」と証言している上、複数の者が、申立期間当時は 3 か月の試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入しなかった旨の証言をしている。

また、申立人は採用の時期についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、申立期間に係る雇用保険の加入履歴は見当たらず、当該事業所においても、申立人の勤務期間を確認できる資料は無いとしているため、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、事業所別被保険者名簿とオンライン記録の申立人の資格取得日は一致している上、申立期間において同名簿に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間においては国民年金に加入し保険料の全額免除期間又は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 47 年 3 月まで

私は、事故に遭いけがをして数か月入院した友人でもある同僚が、失業保険しかもらわなかったと言っていたことを思い出したが、会社が失業保険に加入していて厚生年金保険に加入していないとは思えず、また、昭和 45 年か 46 年ごろ、病院で手術をしたときに社会保険を使用したことがあったので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶及び事業主の子息の証言等から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立てに係る事業所は、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主の子息は「父親は、話をできる体調でないため、当時の勤務状況等については不明であるが、厚生年金保険は平成 9 年に健康保険と一緒に加入しており、申立期間については加入する以前のことであり」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、事業主及び申立人が記憶している元同僚（2 人）は、申立期間について国民年金に加入していることが確認できるほか、申立てに係る事業所においては、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が友人であったとしている元同僚については、申立人は

生年月日及び居住地を覚えておらず、特定することができないことから、申立てに係る事実を確認できる証言等を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 30 日までの期間は、厚生年金保険に加入していないとの回答を得た。

しかし、私は、B社、A社及びC社に昭和 44 年 10 月から 50 年 3 月まで継続して勤務しており、これら 3 社は、社名は異なるが一連の会社であることから、厚生年金保険の加入期間が途中で抜けているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA社に勤務し、B社、A社及びC社は一連の会社であると申し立てているところ、これら 3 社は商業登記簿では別法人であり、申立人及び複数の元同僚が申立期間当時のこれら 3 社の実質的な事業主であったとする者(以下、「元事業主」という。)並びに複数の元同僚の証言から判断すると、勤務期間の特定はできないが、申立人がB社、A社及びC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主及び複数の元同僚は、申立期間当時、B社、A社及びC社に申立人と一緒に勤務していたことは覚えているものの、それぞれの事業所ごとの勤務期間については、自分も含め覚えていないと証言しているほか、元事業主は、申立期間における申立人の厚生年金保険加入期間は自分と同じはずだと思っているが、申立期間の資料が無いので、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等については不明と回答している上、これら 3 社はいずれも既に解散しているため、申立期間当時の資料を入手することができない。

また、申立てに係る A 社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、B 社に勤務していた当時の申立人の雇用保険加入記録によると、離職日が昭和 45 年 9 月 30 日と記録されており、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 45 年 10 月 1 日）と符合するほか、46 年 5 月まで申立人と一緒に勤務していたとする元同僚は、オンライン記録によると、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日の 45 年 10 月 1 日に喪失していることが確認できる。

加えて、B 社及び C 社の被保険者原票を確認したが、申立期間に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないほか、厚生年金保険被保険者の記号番号払出簿によると、申立人が C 社において昭和 49 年 4 月 30 日に取得した記号番号は、同年 6 月 1 日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1141 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年9月まで

A社B支店のC工事の下請事業主として従事した昭和36年7月から38年9月までの厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認宮城地方第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできないため、年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

申立期間当時のA社B支店D出張所長が作成した証明書と、同じ下請事業主であった者の同支店における被保険者記録を新たな資料として提出し、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社B支店の元社員から、申立人が申立てに係る工事に従事していたことの証言は得られたが、事業主が保管する資料では下請会社の事業主及び協力会社の従業員を厚生年金保険に加入させた事実はないこと、申立人と同様に当時の下請会社の事業主であった二人についても、申立期間当時に同支店での厚生年金保険被保険者記録を確認することができないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと当委員会は決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成21年5月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料控除を示す資料として申立期間当時のA社B支店D出張所長が作成した証明書を提出し再申立てを行ったが、
i) 同証明書は個人名により平成21年5月18日付けで作成されており、

根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無いこと、ii) 同じ下請会社の事業主の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者記録は昭和44年1月から同年6月までとなっており、申立てに係る工事及び申立期間とは相違していること、iii) 申立てに係る事業所では、当時の関係資料が無いため、当該出張所長が作成した証明書の内容の事実を確認することができないと回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1142 (事案 345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 5 月 13 日まで

A社に勤務していた平成 2 年 3 月 1 日から 9 年 3 月 1 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認宮城地方第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

その後、私は、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が無くなる直前の平成 7 年 8 月ごろに、仕事中にけがをした時に治療した病院を思い出したので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、オンライン記録において、申立人が平成 7 年 9 月 1 日に当該事業所で被保険者資格を喪失し、8 年 5 月 13 日に再度資格取得するまでの期間、整理番号に欠番は無く申立人の氏名は見当たらないこと、申立人の健康保険証は 7 年 9 月 11 日に回収され、再取得後の 8 年 5 月 15 日に交付されていること、申立人が記憶する同僚からも申立期間の勤務状況について証言を得ることができない上、当該事業所は 9 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡し、当時の資料も保存されておらず、保険料の控除を確認できる関連資料が無いことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと当委員会は決定し、同決定に基づき申立人に対し、20 年 11 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に申立てに係る事業所から交付された健康保険証を使って治療を行った病院の名称等が判明したとして再申立てを行ったが、当該病院の院長によると、「当時、申立人の治療を行ったことを覚えています。勤務先の労災保険が使えないため、A社の社長が全額治療費を負担するという約束があったことから治療を行いました。」と証言している。これについては、平成20年10月24日に口頭意見陳述の場において、申立人は、「労災保険は使うことができなかった。社長が全額治療費を支払った。」と述べており、院長の証言と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人の健康保険証は平成7年9月11日に回収されていることから治療のために使用することができなかったと考えられる上、申立人は、「けがの後に会社を約2か月間休み、3か月後からは1週間に1回、午前中あるいは午後3時から夕方まで勤務していた。」と述べており、申立期間は、けがをする以前の勤務形態ではなかったことが確認できる。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私はA社の社長から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、仮に説明を受けたとしても、年齢も若く、年金についてあまり興味が無かったので覚えていない。

また、会社から退職金の支給を受けた記憶は無く、当時は給料も安く、臨時に現金が入れば嬉しくて覚えているはずだ。

退職日の昭和 42 年 5 月 31 日には、迎えに来た父とB県の実家に戻っており、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 6 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 42 年 7 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金の支給記録を調査した者のうち、支給記録が確認できた5名の事業所別被保険者名簿には、いずれも申立人と同様に「脱」の表示が記されている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月から29年ごろまで
② 昭和29年ごろから30年ごろまで

私は、昭和24年4月1日から同年7月3日までA事務所で勤務し、その後、同年10月から29年ごろまで同事務所に再就職し、この期間に業務に必要な免許を取得した。

引き続き昭和29年ごろから30年ごろまで、給与は進駐軍のB部隊より支払われるようになったものの、同じ場所で勤務した。

昭和24年10月から30年ごろまでの期間について厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では未加入期間とされている。この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が同じ業務についていたとする同僚5人全員が既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同僚5人のうち2人は申立人と同様の記録となっており、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、C資料館が保管しているA事務所に係る退職手当支給台帳綴及び駐留軍労務者履歴書に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、申立期間①と同じ場所で同じ業務についていたが昭和29年ごろから、給与は「B部隊」から支払われることになったと主張しているところ、当該事業所は厚生年金保険の適用事業

所としての確認ができない。

また、同僚についても上述の5人以外に特定することができないことから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月から同年4月まで

私は、昭和30年2月から同年4月まで、A施設（駐留軍施設）の臨時雇用員として勤務した。その間、厚生年金保険料と健康保険料は給料から控除されていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録ではこの期間が未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA施設は、厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない。

また、申立人がA事業所において同じ業務に従事し、その後、駐留軍従業員の労務管理を行っているB事務所においても一緒に勤務したとする同僚の厚生年金保険加入記録をみると、申立人と同じく同事務所において昭和30年5月10日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該同僚は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、C資料館が保管しているB事務所に係る退職手当支給台帳綴及び駐留軍労務者履歴書において、申立期間における申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 35 年 6 月まで

私は、昭和 33 年 5 月から 35 年 6 月まで、当時、A 市にあった B 社で仕事をしていましたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、この期間が未加入となっていた。

申立期間において勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとする上司は既に亡くなっており、申立期間に B 社の厚生年金保険被保険者であった 12 人に照会したところ、申立人を覚えていないとの回答があり、申立人の勤務実態についての確認ができない。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に亡くなっていることから、その後代表取締役になった者に照会したところ、当時の関係資料は一切保管されておらず、申立人の主張を確認することはできないとの回答であった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 7 月まで

中学校を卒業する時に、先生や両親に各種保険のある会社に就職するよう指導され、それを実行してきた。自分の年金記録を調べたところ、昭和 36 年 10 月から 38 年 7 月までの期間が空白になっていることが分かったが、保険料が控除されていたことは間違いない。

申立期間において勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、国（厚生労働省）の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人においても、2人は他事業所で1か月の厚生年金保険の加入記録があるが、それ以外に申立期間に厚生年金保険に加入した記録は無い上、うち1人に照会したが、申立てに係る事実を確認できる回答は得られなかった。

さらに、A社の代表取締役であると申立人が述べている者は、登記簿上当該事業所の代表取締役とはなっておらず、別人であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。